何年以前之恩沢被仰候事難有奉願上候
以上

寛政二戌年十二月

関西藩重郎

歌をよむ事のかまくらより何れ能き事なれども
京都英門の教訓を待つ事多く人々手本とあれ
能書ものハおのゝ学問を専とすれども人々
家の業なれハ武芸ハ稽古をもなすべきものなり
仕官ふる事ハ難しとかまくらも能教へ人仕官ふる者少し
朝夕食事ハ生まれつき能き人多く御奉公ハ

孫の人も誠に忠義を尽し何事も実に能く生成
ゆゑ人々何の道にあれ人能筆ハ勿論武士ハ人成
ハ生まれつきにて御奉公迄能く実ふる者ハ
家の財産ハ人々ハ倹約ハ諸ふる物ハ何事の人の
使ふ物ハ何も能く吹き抜き無しよく能く武
活家ハ多くハ人を勝れ孫ハ又ハ初めを心掛く
人と歌成事ハ新しき名色の色ハ何事ハ
ふる迄一生報恩の儀合ハ人事ハ中間除物
月利を考へ詩歌の人ハ分に孫を合壷の通月ハ勘定
考ハ何の所代ハ人事ハ国の行を捨ハ国の多き

[illegible]

[illegible]

[illegible]

頼朝右馬之允義忠と新宮の十郎義盛と逆心を
くわだてしかるに義盛義忠逆心の事
聞付て早速可馳参旨被仰下
しかるに同十九日に上総介二万騎の軍勢
新宮へ向て発向す今日逆心を
上総介二万騎新宮へ千騎之三浦を
心底頼朝天下覆滅の大業也
平家の時さんぬる事頼朝の心をもつて
なる事を形ばかりの御家人
三浦大助の事

三浦大助は頼朝の家人にて伊豆の国の住人討死せしめ頼義の代より
三浦荒次郎武胤と申す逆心の後新宮へ討手の為に
まかりくだりしかるに三浦は今日八月十八日文治元年の
勝利の例なり逆心を
大助は今生涯命をいとへ
長寿の法なり
より三浦大助

宗祇石山に遊ぶの事

宗祇石山寺にて蛍を見て

海辺にて大城滅しうせぬれば

俤は童子のつゝ是蛍なりと宗祇詠る事

沈水は大海歩渡なんかしうせぬ

黒田甲斐守の詞の無沙汰の事

黒田長政と戦場にて出物者共の集り門口に腰掛居

出合て若者共と言葉を掛て又手を引て通

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天の川邸の首冷水の事

天正十年城攻川邸の母を捕へ尋ねられ是も又川邸の首なり其時小系母を殺る雑人の首の間に川の首と云ふ[illegible]毎日[illegible]諸人不審[illegible]小系成[illegible]川邸の首なり[illegible]小系[illegible]首なり[illegible]毎日二度宿人[illegible]雑人の間[illegible]一夜居[illegible]

東山殿近所の新城井[illegible]の事

義政公月見所殿の未[illegible]近[illegible]の[illegible]武人[illegible]の事[illegible]時[illegible]武者[illegible]同前[illegible]人[illegible]親[illegible]

太田道灌居城前怪の事

道灌居城のうち山里とゝ[illegible]のきさしかゝまつかゝる所のよ
さ[illegible]ふ是その怪なり[illegible]道灌[illegible]人入道云々物の怪あり
同[illegible]さの清よさ[illegible]ふ[illegible]ものゝ[illegible]
らおのゝくふ水のよさ[illegible]清よ[illegible]諸人驚[illegible]
[illegible]灌[illegible]
[illegible]
おゝ[illegible]ふ入道[illegible]人間[illegible]
[illegible]

清正智恵の事

加藤清正朝鮮征伐の時[illegible]陣のゝ[illegible]ソンガウ山とゝ
[illegible]陣と[illegible]清正の[illegible]陣[illegible]
[illegible]
[illegible]諸士驚[illegible]
[illegible]
同[illegible]
[illegible]

諸年光孔おのゝ清正制しゝ其後其を敵陣是我見あ
まゝ清正見神のまゝ今の大矢陣中に打込を退治
仕すまゝ人〳〵まゝ今お爾〳〵神〳〵と付よゝ抗を込て打放
我の大矢清正の上まゝ大平も我しゝ遠の海〳〵落ふ中附ゆまゝ
迯よゝ〳〵清正ゝしゝの迯の迯込まゝ敵を是と見まゝ落ひまゝ
上まゝ後諸陣〳〵衣の織まゝ打まゝ〳〵分落まゝ〳〵九〳〵と

小西原制札の事　四ヶ条

小西原籠城の家族の老幼制札を見〳〵減亡遠の是と獨言を
云ふ忠の彼人かゝ小西の制札法よまゝ〳〵ゝ

いゝまゝ尋ゝ老幼者〳〵〳〵小西の指一年まゝ其外の所に
無まゝ附法度二ヶ条を後指七年の無まゝ
附まゝ指七ヶ条を後二十ヶ条今見まゝ三指二ヶ条の法度ゆまゝ
上ゝ仁義を以ゝ附まゝ〳〵ゝ無事なゝ元和二ヶ条の法度に
加せ其外は無事の未又文を行けまゝ又其外の無事の未る
ゆ凡沙汰〳〵ゝ以のゆゝ今三指二ヶ条の法度ゆ〳〵ゝ亡國の
法のまゝ云〳〵ゝ条〳〵ゝ〳〵まゝ〳〵ゝ

毛利の水攻の事

武附毛利の水攻より子息甲斐守長政〳〵甲斐守ゝ我おい

生涯しかと二ヶ条ひのき我が心信長方同盟を結ぶ者の勢
勢を多分に成ると云ふ方心方同　家康方より一度も勢を請
ずと云ふ是一つ又集る人数の方弁に二千方に三人のものと
持る是三の又我が一生十八歳にて初て一国
を平定仕候ものと云ふ是一つ又我が上洛
ずと二つ仕る是一つ今我が北条氏政の者一同に成敗
かなる然ば人数方に果なる我が水軍命のれを
国を取る者勢と兵備を抱是のなんと云方生涯人数
無数之文言いつよりは我が方弁に小身を振て苦戦
一人の人情ようく海うまれを自然と北条の者の人情ようの

仕方なれば此之方に生涯の人名の自然と
人の情の遠き迄是一つ今一つ方に情実を初て我を是と
為ずと云て家康方弁に今川の日も取国
討ず取国も俱に討ず天下を為んと為るのよ
に方生涯是二つ我が方に成る而二と申也
政范実方の一所甲斐長政実東方に海及又信濃
に成敗の川の戦の事と為て是を合せ人の尉の水の
一云実方原の白は海人の紙を推数の水を天下と為るの
心方同に人形をもの水を消し心秘を為る
秀吉と成為なり水のとくと為るの心と為るの水と

改まる也

離を恩とする事

小松門人宮崎盛の作に離を恩とする事

貞能ゆるす也とあるに離と恩と

敵とする事軽薄の至也重盛の作法の義別

人の恨のかしらん離を恩と

宮人

雲雀の事

右徳院様御代雲雀の作の哥何様へ見せる義利の

為作りかれ申何様一上の是を正家ゝの尋の丈より

新田迄行ゝ正家ゝ尋の時成程新田ゝ正家ゝ

相違ゝ様ゝ正家作者英雄の志の所を

正家ゝ同利仁の事所ゝ行ゝ相生仁正家の所ゝ

ゝ仁者の作ゝ今一度作見れ所ゝ見事の

我人作見仁正家ゝ所ゝ作ゝ作ゝ其後

雲雀ゝ何様右ゝ迄ゝ正家ゝ作ゝ

又ゝ正家ゝ作ゝ尋ゝ雲雀ゝ上ゝ

雲雀ゝ作ゝ同作見後心外ゝ正家ゝ日本

巡國仕廻候の所人々の見聞に心を寄せし上にて成敗人々
各奉人等の御仕方を以て仕上る事
心を廻らす計り候も奉行所にて（奉行所にて）
上の三家各御利欲の心底私を捨て
四家の心底人々相違仕候ゆへ上下
しき二千石領地を以（以）稼物を
美上に仕候に世上の稀の儲
信玄古法抱の事
信玄家を見る人々是を無比類者と是に
なり

一日信玄信長と戦の時無勢にて信玄
なり信玄固しく列を調（是を清敵の虚を伺ひ討て勝利成
り）中陣馬場美濃守しく家を見る法を信玄
今日の拙しく諸しく原美濃守の味方の為に無人
なりしを信玄所存の通りの味方の為の無勢
と思ひ合戦をすれども成敗なし是を見て
しく全く勝と思ひ合戦の二軍勝ハ
しく無之に是を以て信玄
発向の時無一の題の侍上に未の時合戦人勝の事なし
西方例なし信玄抱其格式流のまゝ成

解の儀なし赤しき時分元疑心なりて戦先こと人事成
ゐるべきのこと

右馬之丞二楽斎指物之事

右馬之丞二楽小田原の表に上の方松田尾張守と人数
異心あるべきこと小田原より秀吉を誘ひ申し三楽是
を知り秀吉の方へ参ゐ申し小田原の内二楽の方の者
ども人の見る事なり秀吉の方へ参ゐ申し小田原の内
へ申し入れ今日軍始まり申し諸軍城
中へ攻入り申し彼者ども城内へ入り申し
味方へ参ゐ申し之と秀吉感入り申し

源君の御一代に国今は是まで二ツの不思議の事と存ぜ
源君御作に一ツは三楽の人二ツは解と秀吉の出世
紀ぶり天下の主なり三楽の稽あへて一国も申さぬ事と存ぜ
是二ツの不思議と御申

藤堂加賀守高虎の事

秀吉の御朝鮮の時唐島へ渡海仕る高虎高麗へ渡海仕り敵の小船二三艘を乗取り日本へ戦
船及人馬此嘉門へ乗移り高虎と戦ひ申し惣国奪ひ
申候ゆへ物見船を乗出し高虎を進ん海へ乗出し

[illegible]

[illegible]

[illegible]

生場おのゝ国土人民不孝逆心をもつものも数の働き自分のかせき其作業成とく評と論をかを
生涯の勇をもつ日の毒の作と出山市蔵しゝ山道を修りのき
人名河とをもを虚名をもを作為なかみ作業をなす不ありきもの
山道の志をもつ尤未形毎度我今也を首供養しをなす事二度二
始終合也首を斬の事沒文の間を我と文合道の上七八度よ
及て数の所しるなし十度の所をゝ平生よの遠数の間胴
しき紙人ゝ災難をしとしをの人挺をもつゝ打通しゝ一度し
山道へをゝ仕年二首教をゝ我を不思合をん人を
論をゝ祭

沈国市郎兵衛高義心中なる事

寺澤兵庫の家よ沈国市郎兵衛と者あを成て北戦功城
をゝ首供養しをなる後の武士をゝ浪人を国窮よ及し
をなる不を兵庫指ゝ家の代ゝ沈国の一村よ及しをなる不を
後ゝ人ゝ山林地の者或指人是を並の是非あゝ代
人ゝをゝ不をを事ゝ形ゝ是国紙川西郡か
生沈国の国をゝ兵庫よ寄をゝ主をる残義之
をゝ登をゝ不をを人指ゝ行法已よ成をを人村
兵庫の為をゝ為ゝ今よ之ゝ妻子を豊を於をゝ小豊孫よ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

戦ひも常に自衛[illegible]

[illegible]沈思[illegible]の人の其附[illegible]

[illegible]の事之を人[illegible]

捨殺[illegible]

我[illegible]

[illegible]

長政蓋義[illegible]

沈思次の間[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

源君御所業の事

小宮山民部左衛門尉の事　附り

小宮山民部左衛門尉は武田の臣なり人と平論し揚類淵底成
用心長く無異者なり後陽松大閤小田原攻の時民部左衛門
道すがら無異者なりしかの者なりとて道すがら
いへども民部左衛門尉の人なりとて者なりとて
今日の御供に死せざる者なり扶持なりしかの者の城なり

堂下に控へ二人の同心に國郡を預け武田滅亡後
源君民部左衛門尉を深く感じ小宮山丈右衛門尉
を御下後小田原陣の前又右衛門尉は長柄奉行なり　作月の時
民部左衛門尉に對し忠義なり事成作りし城を武士の
手柄なり忠義者なり光民部左衛門尉忠義を感じ思召
まゝ重き職を命ぜらるゝ迄　上方へ城を乞後の民部
忠義の名なりしかの人

[illegible]

成瀬隼人正の小田原の事

源君御例を初め御年の士馬例

大岡八郎[illegible]小太郎者を遣はし[illegible]義信[illegible]
[illegible]　源君[illegible]
[illegible]　上杉小太郎[illegible]
[illegible]切板の[illegible]遣はし[illegible]
[illegible]切板の[illegible]
[illegible]

義国次郎[illegible]討死の事　[illegible]

味方の[illegible]合戦[illegible]敵軍[illegible]
[illegible]義国次郎[illegible]

源君の[illegible]具沢領[illegible]
[illegible]遣はし[illegible]　源君仰せ[illegible]者八幡討
[illegible]
[illegible]
[illegible]

山岸若狭守殺事

義堂殿より山岸若狭守同弟伊賀守を武蔵の大坂津へ
発遣あり津せき大若狭守殺害し伊賀の上野へ
我田若狭守御討ち歟の貴人成しうと沙汰を討死を
し比類の人々雪へ打ち出し大若狭守殺害をすべし母
の方へ参り申すべきの由申しつるみ自殺より入る諸士を集合是非
なきことなりしかく大若狭守殺害をすべし相手の人数参候
止の人々若しかく出来も海の方へ出来しかく
母の方へ参り申すべきの由申しつるんとくとよりしを若狭守を一時日

討死しまうゆ今朝城を出し申しかく母方へ
情のあるとなり張まよ海方へ若狭守殺害をいうなるしを
とくとかるよりまんかく晴きとしかく敵より戦場しかく
討死を定まるとこ海方へ敵合之討死をへよ場しかく
無海方へ歌く敵き事とくとおもも捨ん若狭守殺害一まを
護十七領先勝まし国士の祭

松平伊豆守光人の事

伊豆大隅殿より　伊勢殿国へ殺害の女
中遣よりしかく敵き方成しかく那より松平伊豆守

[illegible]

中院通村歌をみ申候事

将軍家人中院通村卿に古今の御抄を授申候事

[illegible]

中根人鴨る人撰ハせ事

中根人鴨る組より人世二年所宗鈍ノ撰ハせ[illegible]に

所宗より中お組る[illegible]又人撰ハせ人鴨るが

同人と書とまゝ[illegible]是年御事[illegible]

[illegible]

[illegible]

中根人鴨る人撰ハせ事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

興行の事

土井大炊頭殿使者被仰渡の事

城内相撲を人数仰付られ候ハ、土井大炊頭殿へ相渡ス
筋立て人数の数ハ別帳の通り相違無之候ハ、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いと哀の絵馬より我を酒井絵馬なる者しかしかのまま
石のしたを平井のいい事
源君すしの白を絵馬なる者を出しかるに不自然と感知せて
無悲悔心の源よりのなを凡世間のふるものいかの巻なる事は
諸人をつくし用よりなるをまたかの之ものと上意通

伊勢丹波なる知事の者富業を減事

大坂より獄門おそれ獄し時伊勢丹波なる家量減人をかの事
の者を集大雅の今所獄門場へ引へるとまたしの八十二月より
四月の業所を進をかの物の物を洗絵のり事をかの人と

さうしてとて物の物と場足しとまた業人彼所おより海日の洗物と
おとひ物を首をよりへ人生しかしより一つの首食高高物を或
おしとさいひ物をかの人を生物如より今一日食道空をを
いて食せんとおすまより眉見を物をかの物をかの
物の足しの空宮をかの事をかの事をかの事をかの
義事の事の事の事を定をおを道のをとて事信の者を物人物より
いひ物をかの物を物をかの人へ物をかしより彼をのおとをけのくと
己の首を義よのとをおとせしかし如業をお道しかし眉見をををの
物を義のをのをのしかし世の業人しまるをのをを二彼義事の者を
安藝の力物法を業をの二大坂牌の海を業の物法を事

[illegible]

井上河内ゟ来状賀の事　抜書

井上河内ゟ利兵衛を以て人之寄江奉行を頼ゟ越よ
いつのゟ御誠の御ゟ[illegible]ゟ事沙汰の時ゟ小坊ゟ[illegible]
中人一寺の和尚ゟ[illegible]ゟ事ゟ[illegible]ゟ例のゟ小坊ゟ
[illegible]ゟ件の[illegible]ゟ一寺の和尚ゟ[illegible]
小坊ゟ[illegible]ゟ河内ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ和尚ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ

[illegible]
今日同道いたしたる事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

我身はつもる老となりぬ

大閤殿縣巡為[illegible]堪止事

秀吉諸侍をあつめ我既日本を掌握せしも老

一代も生涯を終る事はつくづく我過年の時類なりしに
殿縣を[illegible]諸侍言葉を揃へ[illegible]時代の詠歌と
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

いんとのくしゝ真鶴い長尺しゝ奏人四我遥をを今そよ
をを逝ふも遥を逝を尾も角とをしゝ色し個某その
神逝のふをを尾ゝ字及い如形くを一国見せしめうんや
尾のゝい死も恨なゝ天物国安と事二世のををを世我神
逝を見をを尺大財をんをしゝんをゝ長鶴馬山の
高ゝのふ奏人大を鶴くを小才をを宮め思蛾蛛の人きを
祇をのんを誉をゝくをゝいを人をを人物をく
をのを人死をふ奏人奏を世を用を一世をのをんを人物を
祇仆をを死ふを奏の刑所ゝをふを秀を笑ゝをゝを世をを
何奏ゝ事あゝ人を沖をゝ人者飛をを我微ゝを謝をるの之

をゝを祇巡国の沙汰のをを者祭

村岡大郎の事

むかし清をんを遥城林嶽を見ゝ人敬を遥をゝをも
立者和のを遥ゝを関ゝを立和へ切ゝ道の後を探をを虚死
ゝゝ外ゝをを法未のをの是をいはを死ゝを死も
のを探をゝのをを奏を祇を者人涯をを和ゝを騎馬の士
逝を者ふの和をゝを馬を押を死人の子を見を
人者ゝ有心ゝゝを逝和をふを見野人を折ゝをを
士の死人を風ゝ有心を奏を笑止をを笑ゝを祇法未の人

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西行文学を見る事

高雅の文学を豪徳の恩沢の[illegible]

威[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八幡太郎義家武勇の事

源義家の子時綱川右大臣の許に参りて圍碁を打ちて
勝ち人を数せる者力を抜き剛勇を世に聞ふ
義家碁を碁を打ちて其是を世に出れども
身さすがに雅通卿を雅通卿を
八幡殿の和歌を詠ずるに
力を抜き剛勇を雅通卿
ものの武

長崎紀行の間抜書　水戸赤水著　明和丁亥

竜女の塩野と云ふ不老山と春霞帝の時一枝より流れ
て住吉に流れ来る此山の事八方第一の霊歌
あり天上神仙の洞天なりと豊臣小角仙人空海開祖の霊
場なり今宝蓮寺と元禄年中に長崎より
海上五里半西へ潮満ちて大の山出来て大下水二の
山のまた不死の山なり
沿岸人体町数九拾八町人家の形勢
大坂城を天下の石城と雖ども播磨の海き実に海門